

令和3年5月21日

障害福祉サービス等事業所管理者 様

播磨町長 清水 ひろ子

播磨町新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス等事業所に対する
継続支援金助成事業について（通知）

平素より、播磨町の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
ます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染防止対策を徹底した上で、障
害福祉サービスの提供を継続していただいたこと、あわせて感謝申し上げます。

さて、播磨町では、このような状況の中においても事業を継続された障害福祉サービ
ス等事業所に対して、標題の支援金を助成することになりました。

対象となる事業所につきましては、下記のとおり申請書の提出をお願いいたします。

記

1. 対象となる事業所 令和3年1月31日において播磨町内に所在する事業所※で、
事業を継続しているもの（休止事業所、利用者がいない事業所
を除く）
注意）介護保険法による事業も同時に行っている事業所に
ついては、介護保険事業所に対する継続支援金の対象とな
りますので、こちらの支援金は対象外です。

※障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業所

2. 支援金の額 障害福祉サービス事業所1か所につき20万円
（生活介護と就労継続支援B型など、1か所で複数のサービス
を実施している場合は、1か所とします。）
3. 申請書提出について 提出先：播磨町役場 福祉グループ高齢障害福祉チーム
提出期限：令和3年6月30日（水）
提出方法：原則郵送とします

【提出・問い合わせ先】 播磨町役場 福祉グループ高齢障害福祉チーム
〒675-0182 播磨町東本荘 1-5-30
TEL：079-435-2361 FAX：079-435-0831